

第5章 学びやスポーツが楽しめるまち

5-1 生涯学習

基本的な
考え方

○住民の協力を得ながら、子どもから大人まで、だれもが学ぶことができる機会や環境をつくります。

施策	現在の状況
(1)生涯学習を推進する体制や環境づくり、情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none">・情報センター、大成図書館などの各施設は、生涯学習活動や社会教育事業の場として開放・活用されています。平成29年度（2017年度）には旧瀬棚商業高校を改築し、瀬棚図書センター、瀬棚郷土館、瀬棚学童保育所を併設する生涯学習センターを整備しました。・生涯学習に関する相談や情報提供などを行っています。
(2)多くの住民が参加し学べる生涯学習の機会をつくります。	<ul style="list-style-type: none">・せたな町教育推進計画に基づき、年間を通して各種学級・講座を開催しています。・子育て中の住民や子ども達も参加できるよう、子育てに関わる講座の開催や放課後や休日を活用した体験活動などを行っています。・教えたい住民と学びたい住民をむすぶ学びあいネットワークにより住民主体の生涯学習活動を促進しています。
(3)学習成果や住民の知識などをまちづくりにいかします。	<ul style="list-style-type: none">・地域人材を活用した住民の相互学習を行っています。・学校支援事業に多くの住民がボランティアとして登録しており、学校での総合的な学習の時間などで活躍しています。
(4)住民が読書に親しめる環境をつくります。	<ul style="list-style-type: none">・町内には情報センター、瀬棚図書センター、大成図書館があります。・図書館システムの導入により施設間の相互貸借が可能となり、利用者の利便性が高まりました。・図書館相互の連携した取り組みやブックスタート事業により、乳幼児から高齢者まで読書に親しむ環境づくりを進めています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	住民が自主的に開設した講座数〔年間〕(講座)	5	10
	図書館利用者数(3施設総数)〔年間〕(人)	11,000	13,000

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 多くの施設が老朽化しており、計画的に改修・整備を進める必要があります。 住民が主体的に学ぶことができる体制整備や支援を充実させる必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の拠点となる施設の活用と設備の充実 学校施設の開放や既存公共施設の有効活用 生涯学習に関する情報の提供
<ul style="list-style-type: none"> 子育てや多忙、遠隔地により学習機会に恵まれない人も参加しやすい開設方法や日時設定が必要です。 各種学級・講座などの開催情報についてはより住民に伝わるよう情報提供に努めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種学級・講座の開催 子どもと大人が体験学習できる場の提供 全町から参加できる学びの場の提供(学びあいネットワーク事業)
<ul style="list-style-type: none"> 住民が持つ知識や技術を地域の中で発揮してもらえる環境づくりが必要です。 コミュニティ・スクール*の導入が求められるなか、学校・地域での連携が必要であり、地域学校協働活動事業をさらに充実させるための体制整備が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習ボランティアなど地域を知る人材の発掘・育成 小中学校への生涯学習ボランティアの情報提供
<ul style="list-style-type: none"> 図書施設相互及び学校図書室とのネットワーク化が必要です。 児童生徒の家庭での読書の時間が減少傾向にあるため、その対策を進めることが必要です。 住民のふれあいの場となる施設運営が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 図書資料の充実 各図書施設の相互連携による利便性の向上 子どもの読書活動の積極的な推進 家庭で読書に親しむ環境づくり 学校図書室との連携 乳幼児期に絵本にふれる機会の充実

*学校・家庭・地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、地域とともにある学校づくりを進める取り組みです。

5-2 学校教育

基本的な
考え方

○学習指導要領に基づく教育とともに、本町の資源や特性をいかした教育を行い、確かな学力向上と豊かな心の醸成に努めます。

施策	現在の状況
(1)一人ひとりの基礎的な学力と体力を向上させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「確かな学力」向上のため、児童生徒の個々の学習状況に応じた指導方法を工夫しています。 ・スポーツ活動を通じて体力の向上を図っています。 ・中学校栄養教諭による食育教育など、健康の保持増進に努めています。
(2)地域の資源を教材とした学習を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や歴史をいかした体験活動など総合的な学習を行っています。 ・労働体験、福祉体験、自然体験等を通じた教育を行っています。
(3)人権を尊重する心や道徳性を養う教育を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修などにより「道徳の時間」を改善・充実しながら、「私たちの道徳」を活用した教育を行っています。
(4)国際化や情報など時代に応じた教育を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報機器を活用しながら情報教育を行っています。 ・外国語指導助手(A L T)を各中学校へ週1・2回派遣し、外国語教育を行っています。
(5)読書活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館、情報センターと連携し読書活動を推進しています。 ・学校図書室の整備と図書施設とのネットワーク化を進めています。
(6)特別な支援を必要とする児童生徒への教育を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育上特別な支援を必要とする児童生徒の指導に関して、各校特別支援教育コーディネーターを中心に他の職員との共通理解を図りながら日常生活の指導や学習支援が行われています。 ・特別な支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援教育支援員・学習支援員を配置し、個別支援が行われています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	小中学校給食における地場産物使用割合 [年平均] (%)	20	30
	A L T配置数(人)	1	2
	可動式コンピュータ1台あたり児童生徒数(人)	0	3

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・学力低下を防ぐため、学習習慣の定着を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の個々の学習状況に応じた指導 ・「確かな学力」の向上（基礎・基本の定着） ・スポーツ活動に接する機会の提供 ・健康安全指導や食育の推進を通じて、健康の保持増進
<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高校が相互に連携し、キャリア教育を推進することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や歴史をいかした学習の推進 ・労働体験や福祉体験などを通じた学習の推進 ・食育の推進 ・小・中・高校連携キャリア教育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度（2018年度）から小学校、平成31年度（2019年度）から中学校の道徳授業化にともない、教諭に対し研修への参加を勧める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・差別や偏見のない「豊かな心」を育む道徳教育の推進 ・道徳授業へ向けての研修参加
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校では、5・6年生で英語が教科として、また、3・4年生で外国語活動が導入されることから、小学校にA L Tを派遣することが必要です。 ・情報・通信に関する技術を活用した教育（I C T教育）を進めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化社会に対応した教育の推進 ・外国語教育の充実や外国文化の理解など国際理解教育の推進 ・I C T教育を推進するための環境整備
<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書室の整備と支援が必要です。 ・図書施設とのネットワークに向けた図書データの整理が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊かな心を育む読書活動」の推進 ・学校、家庭、地域が一体となった読書活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育連携協議会便りの発行などを通して、特別支援に関する周知と理解を促進していくことが必要です。 ・関係機関との連携を密にし、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた環境づくりを進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの確かな成長を促進する専門員の派遣 ・各校への特別支援コーディネーターの配置 ・特別な支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育支援員・学習支援員の配置

施策	現在の状況
(7)学校施設を適切に維持管理します。	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んでいる学校もありますが、児童生徒が安全で安心な学校生活が送れるよう、必要箇所の修繕について随時実施し、適正な維持管理に努めています。
(8)安全で地域色ゆたかな学校給食を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・給食については、学校給食センターで調理し、小中学校に提供しています。 ・せたな産なつぼしをはじめとする町内生産物や豆腐等の製造物を年間使用するなど地産地消に努めています。 ・時期的に使用可能な野菜類についても積極的に献立に取り入れるなど、安全で安心な給食の提供に努めています。
(9)地域に開かれた学校づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員の視点から、学校経営等について意見をいただき、地域の意向を把握した学校運営が行われています。
(10)児童生徒が安全に通学できる環境を守ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・各区内の関係機関・団体と連携しながら、登下校時や帰宅後の安全指導を行っています。 ・せたな町通学路安全推進協議会を開催し、関係者、有識者とともに通学路について危険箇所の見直しを行っています。 ・遠方からの児童生徒の登下校については、スクールバスやスクールハイヤーを運行しています。
(11)檜山北高等学校教育の振興を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬棚区、大成区から檜山北高等学校へバス通学している生徒で、北檜山区新成地区からの通学定期運賃を超える負担をしている生徒に対し補助を行っています。 ・小中学校におけるキャリア教育をはじめ、文化祭や学童保育などに高校生が参加協力を行うなど、地域との交流も行われています。





今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 施設の改修（長寿命化）を計画的に進めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化計画の策定
<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーのある児童生徒に考慮し、アレルギー対応のための代替給食を検討することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心できる給食の提供 地場産物の活用 代替給食に関する情報収集
<ul style="list-style-type: none"> 地域の関係者、有識者を学校運営協議会委員に任命し、さまざまな視点から学校経営等について意見をいただき、地域の意向を把握した学校運営を行っていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会規則に基づいた協議会の設置、委員の任命、協議会の運営支援 コミュニティ・スクール[※]導入に向けた取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 関係者、有識者ととともに児童生徒が安心して通学できる環境づくりを引き続き進めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全パトロールの実施 スクールバス、スクールハイヤーの運行
<ul style="list-style-type: none"> 本町にある高校が今後も維持存続されるよう、檜山北高等学校との連携を深めながら、支援や交流を進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒数の確保に向けた連携、支援 保護者負担の軽減

※学校・家庭・地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、地域とともにある学校づくりを進める取り組みです。

5-3 青少年の健全育成

基本的な
考え方

○青少年がふれあいや体験などを通して健やかに成長できるよう、住民や関係機関と連携し、地域ぐるみで健全育成に努めます。

施策	現在の状況
(1)家庭での教育力の向上を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校やPTAと連携して、子どもに関する学習機会の提供に努めています。
(2)地域ぐるみで青少年対象の活動や取り組みを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成会やスポーツ少年団等と連携し、青少年を対象とした活動を促進しています。 ・休日や放課後を活用し、さまざまな体験プログラムを提供しています。 ・中学生を対象としたジュニアリーダー研修への派遣を行っています。 ・高校生をリーダーとした小学生との異年齢交流を行っています。
(3)青少年を非行から守ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動本部を設置し、子どもに関わる諸問題の解決に取り組んでいます。 ・生涯学習講座などを通じ、児童生徒に直接アプローチしています。
(4)青年活動の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・青年活動を促進するため、学習機会や体験活動の場の提供に努めています。





		2017年の現状	2027年の目標
指標	青少年や親子を対象とした講座数 [年間] (講座)	7	10
	青少年や親子を対象とした講座参加者数 [年間] (人)	240	300
	地域学校協働活動本部設置数(区)	1	3

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・実施する団体が限られるなど継続性が課題となっていますが、引き続き学習機会の提供に努めることが必要です。 ・各家庭が問題を共有し合うことができる環境づくりが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや家庭教育に関する学習機会の提供 ・子育てに関わるリーダーや指導者の養成 ・家庭教育に関する相談の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの減少により子ども会活動の低迷が見られるため、活動プログラムの提供等が必要です。 ・子どもが参加できる体験プログラムの充実が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会やボランティアに支えられた地域の青少年健全育成活動への支援 ・青少年がスポーツや文化活動に参加する機会の確保 ・社会貢献やボランティアなど青少年の社会活動の参加促進 ・ジュニアリーダー研修への参加や交流事業などを通じた青少年リーダーの養成・確保、人材の発掘・活用
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール※の設置にともない、学校と地域が協働した取り組みを進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の非行防止対策の推進（薬物乱用防止対策や補導活動、相談体制など） ・地域人材をいかした学習プログラムの提供
<ul style="list-style-type: none"> ・青年相互の交流機会をつくるなど、青年が集い、地域で積極的な活動を進めるきっかけづくりが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青年が集い交流できる場の提供 ・青年サークルづくりに向けた支援

※学校・家庭・地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、地域とともにある学校づくりを進める取り組みです。

5-4 芸術、文化

基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○芸術や文化にふれたり、自ら活動する機会の充実に努めます。 ○地域にある文化財や郷土芸能の保全、伝承に努め、次代に継承します。
---------	--

施策	現在の状況
(1)住民主体の文化活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化団体と連携した取り組みを通じて、住民の主体的な文化活動を支援しています。 ・日頃の活動を発表・展示する機会として、展示会を開催しているほか、各区で町民文化祭を開催しています。
(2)芸術や文化にふれる機会をつくれます。	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して、文化講演会や芸術鑑賞機会などを計画的・継続的に提供しています。
(3)有形の文化財の保存に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には埋蔵文化財包蔵地が70か所に点在しており、保存に努めています。 ・町内には「南川遺跡出土の遺物」北海道指定有形文化財のほか、有形の町文化財として「兜（明珍信家作）」「青い目の人形」「荻野吟子の遺品・資料」「阿波浄瑠璃人形」が登録されています。 ・文化財や郷土資料は、情報センター、瀬棚郷土館、大成郷土館などに保存展示されています。
(4)無形の文化財や郷土芸能等の伝承に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・無形文化財として「久遠神楽」が指定されているほか、「松前神楽」「二俣風神太鼓」「浮島竜神太鼓」などの郷土芸能があり、学校や地域において伝承活動が継続されています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	文化協会加盟団体数(団体)	26	30
	文化財保護及び伝承に関する講座数 [年間](講座)	6	18

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 文化活動の活性化と広がりが見られるようになっており、今後も団体やグループの自発的な活動を促進するとともに、住民へ活動機会を提供することが必要です。 さまざまな場面で展示会を開催するなど、発表機会を提供することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化団体の自主的運営の促進、指導者・後継者の育成 自主的な文化活動グループの活動促進 町民文化祭をはじめ活動の成果を発表する機会の充実 施設のスペースを活用した町民ギャラリーの開催
<ul style="list-style-type: none"> 芸術にふれる機会として、定期的に鑑賞機会を提供していくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 芸術に身近に接する機会の提供
<ul style="list-style-type: none"> 文化財や郷土資料を活用した学習機会の提供が必要です。 学校や地域において、文化財や郷土資料を活用した「ふるさと学習」の推進を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 各区の歴史を伝える郷土館等の管理・運営 地域の歴史文化を学ぶ機会づくり 児童生徒が文化財や郷土資料にふれる機会の充実
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の減少や後継者不足により伝承活動が中止になるなど、郷土芸能活動の低迷が続いており、継承に向けて取り組むことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育や生涯学習の場などを通じた郷土芸能等の継承 地域に根ざした文化活動を行っている人材・グループの育成 郷土芸能発表イベントの開催

5-5 スポーツ

基本的な考え方	○競技スポーツに加えて、健康づくりや交流を目的としたスポーツが楽しめる機会を広げ、多くの住民がスポーツに親しめるようにします。
---------	---

施策	現在の状況
(1)健康づくりや誰もが参加できるスポーツを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・成人を対象に健康づくりに関する講座を開催しています。 ・子どもから高齢者まで対象別のスポーツ教室を開催しています。 ・誰もが楽しめるニュースポーツ、軽スポーツの普及に努めています。 ・B & G海洋センターにおいて、海洋スポーツの普及に努めています。
(2)競技スポーツを振興します。	<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会、スポーツ少年団などのスポーツ団体があり、自主的な活動を支援しています。 ・全道全国大会出場者に対し、補助金を交付し支援しています。 ・優秀な成績を収めた住民に対しては、顕彰を行っています。
(3)スポーツ施設の整備、維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には体育館、野球場、プール等のスポーツ施設があり、住民が日常的に利用しているほか、社会体育事業の拠点として利用されています。 ・学校の体育施設を開放し、スポーツ活動の場として利用しています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	スポーツ教室参加者数〔年間〕(人)	757	850
	体育施設利用者数〔年間〕(人)	61,600	67,800

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・軽スポーツ教室など、運動を通じた健康づくりを引き続き推進していくことが必要です。 ・住民の交流を深めるスポーツ事業を普及していくことが必要です。 ・海洋スポーツの指導者やリーダーを養成し、活動の活性化を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体系的な活動プログラムの開発 ・軽スポーツなど運動を通じた健康づくりの推進 ・子どもから高齢者まで、誰もが参加できる各種スポーツ教室や交流会等の開催 ・ニュースポーツ、軽スポーツが楽しめる用具の貸出し ・スポーツ・レクリエーション団体の活性化や指導者の育成 ・スポーツに関する情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ・競技力向上のための学習機会を継続的に提供していくため、指導者の招へい・養成が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツ選手やオリンピックの招へいによる、スポーツの普及や技術の向上促進 ・少年期におけるスポーツ技術の向上、競技スポーツへの意識向上の促進 ・全道全国大会出場者に対する支援、奨励
<ul style="list-style-type: none"> ・多くの施設が老朽化しており、今後も計画的に改修・整備を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存スポーツ施設の適切な維持管理 ・学校体育施設の開放 ・住民が利用しやすいスポーツ施設の改善や改修 ・町内スポーツ施設の有効利用と適切な施設配置の検討

